

平成16年9月30日
制 定

最近改正 平成29年1月16日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に法人文書の開示請求があったときは，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）により，開示請求に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き，開示請求者に当該法人文書を開示する。

1 個人情報（法第5条第1号）

個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。），又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益（名誉，感情などを含む。）を害するおそれがあるもの。

例えば

- ① 職員の自宅住所・電話番号等
- ② 人事選考関係資料（氏名，履歴等）
- ③ 健康診断・カウンセリングの記録
- ④ 懲戒処分関係情報（氏名，懲戒内容等）

ただし，個人情報であっても，次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報。

例えば

- ① 研究者総覧
- ② 叙勲・褒章受賞者名簿

ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報。

ハ 当該個人が公務員等（法第5条第1号ハに規定する「公務員等」をいう。以下同じ。）である場合において，その職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。

例えば，文書に付された総務課長，総務係長の職名など（氏名等の個人を特

定できる部分があるときは、個人識別性のある部分を除き開示する。)

2 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で，次に掲げるもの。

イ 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

例えば，

- ① 「民間等との共同研究」等に関し，相手方から提供されたノウハウ
- ② 工事請負者施工成績一覧など

ロ 機構の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたもので，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの。

また，公にしない等の条件を付すことが情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。

例えば，

- ① 企画立案の資料
- ② アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの

ただし，法人等情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

3 審議検討等情報（法第5条第3号）

機構の内部又は国の機関，独立行政法人等及び地方公共団体との間における審議検討又は協議に関する情報であって，次に掲げるもの

イ 公にすることにより，率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報。

例えば

- ① 報告，答申等の検討・審議段階における記録
- ② 人事選考（採用，昇任等）の記録
- ③ 現在検討中のものの記録

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報。

ハ 特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれがある情報。

例えば

- ① 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4 事務・事業支障情報（法第5条第4号）

国の機関，独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務・事業に関する情報のうち公にすることにより，次に掲げるものその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわ

れるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報。

ロ 犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報。

ハ 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，又は違法・不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがある情報。

ニ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当にするおそれがある情報。

例えば，

- ① 入札前の予定価格，積算内訳書
- ② 機構が当事者となっている訴訟に関する資料

ホ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報。

例えば，

① 科学研究費助成事業研究計画調書で採択前のもの，又は不採択のもの
へ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報。

例えば，

- ① 人事異動原案
- ② 人事選考（採用，昇任等）関係資料
- ③ 勤務評定関係記録

ト 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報。

附 則

この基準は，平成16年9月30日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は，平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は，平成29年2月1日から適用する。